

全労金2017春季生活闘争ニュース・第11号

四国・セントラル労組の要求概要と 単組委員長の決意を紹介します！

◎四国・セントラル労組の要求概要

	四国労組（金庫）			四国労組（関連） ※組合加入者なし		セントラル労組		
	正職員	準職員	臨時職員	正社員	契約社員	正職員	準職員	サポート職員
安定雇用	—	（無期転換権は実現） （登用制度は実現）		（無期雇用）	無期転換権 の付与	—	（無期転換権は実現） （登用制度は実現）	
最低賃金	時間額1,000円、日額7,330円、 月額154,000円への引き上げ			—		時間額960円、日額7,040円、 月額147,800円への引き上げ		
基本賃金	2017年4月より新人事賃金制度へ移行するた め、要求しない			（定期昇給の実施）		—	それぞれの役割に応じた賃金制 度が確立したため要求しない	
一時金	4.4	2.9	2.9	別途確認		4.5	4.5	4.0
昨年実績	4.4	2.9	2.9	4.4	個別	4.5	4.5	4.0
雇用環境	—	私傷病欠勤・休職制度 （ジョブリターン制度あり）		—	—	—	（私傷病欠勤・休職制度は実現） ジョブリターン制度の確立	
単組独自要求	「育児に伴う所定労働時間の短縮措置」を 小学校卒業までとする 積立休暇制度の改善			—	—	積立休暇制度は協議中		

《単組委員長の決意／四国労組・土居純二委員長》

全労金の旗の下に結集する、全国 9,000名の組
合員の皆さん！いよいよ、全労金2017春季生活闘
争に突入しました。

私たち四国労組は、最低賃金の引き上げ（時給
930円から 1,000円へ）、嘱託等労働者について、
正職員と同じ「私傷病欠勤・休職制度」の導入、
小学校卒業までの子を養育する者を所定労働時間短縮措置の対象者とするこ
と、そして、四国ろうきんサービス（関連会社）職員の無期雇用への転換権付与、等
を要求します。

この間、全労金組織全体で取り組んできた「公正な処遇の実現」をさらに前進
させるために、全力で取り組む所存です。

春季生活闘争は、私たちの労働条件を維持・改善するためだけの取り組みでは
ありません。労働者が安心して働ける・安心して暮らせる、制度や社会を確立す
るために、労金労組が地域の闘争を牽引しなければなりません。そのためには、



全単組の仲間の心を一つにし、最後まで闘い抜く必要があります。私たちを取り巻く環境は大変厳しいと思いますが、共にがんばりましょう！

《単組委員長の決意／セントラル労組・酒井伸広委員長》

ろうきんセントラル労組は、2月27日に開催した第3回中央委員会において、2017春季生活闘争方針を確立しました。一時金は、正職員・準職員・サポート職員ともに昨年同水準を要求し、労働条件については、「ジョブリターン制度の確立」「安心して働き続けられる職場風土の申し入れ」を求めます。



「厳しい環境」や「苦しい経営状況」などを背景に、要求には応じられない姿勢が示されることも想定されます。このような状況であればこそ、どのように乗り越えていくのか、組合員に求めるものは何か、これまでの働きにどのように応えるのか、労使で徹底的に追求し、労働金庫事業の発展と持続に向けて、共に歩んでいくことが重要です。

職場・組合員と想いを共有し、闘いを進める闘争委員会の役割と使命は非常に大きいと感じていますが、全労金組織に集う仲間との統一闘争であることを思えば、自信と確信を持って交渉に臨めます。「将来（未来）への責任」を果たすべく、全職場・全組合員の力を結集し、一丸となって闘おう！

※ 次号は3月16日（木）に配信予定です。

以 上